

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科研究部  
戦略的研究領域の運営に関する規程

〔令和元年6月27日〕  
規則第14号

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科研究部規程第4条に規定する戦略的研究領域の運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(研究領域の期間)

**第2条** 戦略的研究領域として置く研究領域（以下「研究領域」という。）の設置期間は、5年以内とし、1回に限り3年の範囲内で設置期間を延長できるものとする。

2 研究領域については、設置期間終了1年前までに活動内容等の評価を行う。

3 研究領域の設置及び継続（以下「設置等」という。）に関する手続については、別に定める。

(委員会)

**第3条** 戦略的研究領域の運営に関することを審議するため、次の委員会を置く。

(1) 戦略的研究領域管理委員会

(2) 戦略的研究領域運営委員会

(戦略的研究領域管理委員会)

**第4条** 戦略的研究領域管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究領域の設置等に関する事項

(2) 研究領域に所属する教員の配置に関する事項

(3) その他戦略的研究領域に関する重要な事項

**第5条** 管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事（研究・産学官連携担当）

(3) 理事（教学・学生担当）

(4) 理事（総務・財務担当）

(5) その他学長が必要と認める者

2 管理委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

4 管理委員会に副委員長を置き、第1項第2号の委員をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 6 管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 第1項第5号の委員の任期は、委員長がその都度定める。
- 8 管理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(戦略的研究領域運営委員会)

**第6条** 戦略的研究領域運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算・活動方針に関する事項
- (2) 研究領域を兼任する教員に関する事項
- (3) 研究活動等の点検に関する事項
- (4) その他戦略的研究領域に関する事項

**第7条** 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・産学官連携担当）
- (2) 大学院人文社会科学研究科長
- (3) 大学院人文社会科学研究科副研究科長
- (4) 戦略的研究領域の各研究領域長
- (5) その他委員長が必要と認める者

2 運営委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会に副委員長を置き、第1項第2号の委員をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

6 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 第1項第5号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

8 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研究活動等の報告)

**第8条** 戦略的研究領域の研究領域長は、前年度の研究活動及び研究実績（論文、外部資金等）を、毎年6月末日までに運営委員会へ報告するものとする。

(事務)

**第9条** 管理委員会の事務は、研究協力部研究推進課において処理し、運営委員会の事務は、学務部大学院人文社会科学研究科支援室において処理する。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、戦略的研究領域の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に設置する研究領域の設置期間は、第2条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。